

昭和五十七年十二月四日

四日市市議会臨時会会議録

四日市市議会

○議事日程 第一号

昭和五十七年十一月四日(木) 午前十時開会

- 第一 会議録署名議員の指名について
 - 第二 会期の決定について
 - 第三 議案第一二二一号 工事請負契約の締結について……………
 - 第四 議案第一二二二号 工事請負契約の締結について……………
- 説明・質疑：委員会付託
委員長報告：質疑、討論、採決
”

○本日の会議に付した事件
議事日程のとおり

○出席議員(四十二名)

大	大	小	伊	伊	小	青
谷	島	川	藤	藤	井	山
喜	武	四	雅	信	道	峯
正	雄	郎	敏	一	夫	男

野橋平古堀堀前松水森森山山山山山渡
野本野市内川島野路口路中本邊
平增行元新弘辰良幹真安信忠一
和藏信一衛士男郎朗吉孝生剛勝彦

金川川喜訓粉小後後坂佐高高田谷中永生
多川野村口森
洋幸也博寬長正光三基信正平
正二善等男茂次次六次信次夫勲介保夫藏

○欠席議員（一名）

宇治田良市

○出席議事説明者

市長	加藤寛嗣
助役	三輪喜代司
助役	坂倉哲男
収入役	平井清三
市長公室長	片岡一三
総務部長	藪田裕
財政部長	阿南輝彦
都市計画部長	内田忠泰
消防長	渡辺靖三

○出席事務局職員

事務局長	川合一郎
議事課長	板崎大之丞
議事係長	山口克彦

主事	玉田耕士
主事	鈴木木隆

午前十前二分開会

○議長（青山峯男君） ただいまから、昭和五十七年十一月四日市市議会臨時会を開会いたします。

ただいまの出席議員数は、三十九名であります。

なお、今臨時会の議事説明者は、市長を初め九名であります。

○議長（青山峯男君） これより本日の会議を開きます。

本日の議事については、お手元に配付の議事日程第一号によりとり進めますので、よろしくお願いいたします。

日程第一 会議録署名議員の指名について

○議長（青山峯男君） 日程第一、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第七十六条の規定により、議長において高井三夫君及び平野行信君を指名いたします。

日程第二 会期の決定について

○議長（青山峯男君） 日程第二、会期の決定についてを議題といたします。

おはかりいたします。今期臨時会の会期は、本日一日間といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青山峯男君） ご異議なしと認めます。よって、今期臨時会の会期は、本日一日間と決定いたしました。

日程第三 議案第一二二号 工事請負契約の締結について、及び

日程第四 議案第一二二二号 工事請負契約の締結について

○議長（青山峯男君） 日程第三、議案第二百二十一号工事請負契約の締結について、及び日程第四、議案第二百二十二号工事請負契約の締結についてを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長（加藤寛嗣君）登壇〕

○市長（加藤寛嗣君） ただいまご上程の議案第二百二十一号及び第二百二十二号は、いずれも工事請負契約締結案でありまして、指名競争入札に付した結果、あさけリージョンプラザ建設工事につきましては、金額九億四千六百万円をもって戸田・角田建設共同企業体と、消防本部・中消防署庁舎建設工事につきましては、金額六億八千万円をもって生川・協栄建設共同企業体とそれぞれ請負契約を締結しようとするものであります。

なお、この二件の工事につきましては、去る十月臨時議会においてご報告申し上げましたとおり、いったん白紙に戻すとともに、業者の数をふやすなどの措置をとり、再度、共同企業体の選定に当たったのであります。

さらに、指名いたしました共同企業体に対し、市民の疑惑を招くことのないよう警告を発し、誓約書の提出を求めるとともに、建設業協会に対しても注意を喚起してまいりました。

また、入札執行に当たっては、報道関係者への公開のもとで実施いたしました。今後とも入札制度の改善につきましては検討を進めてまいります。どうかよろしくご審議いただき、ご決議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（青山峯男君） 提案理由の説明は、お聞き及びのとおりであります。

ご質疑がありましたら、ご発言願います。

小井道夫君。

〔小井道夫君登壇〕

○小井道夫君 ただいまご提案の工事請負契約締結議案に関連いたしましたして、お尋ねをしたいと思っております。

十月臨時会にこの二つの工事請負契約締結案件を議会上程される段取りで作業を進めてみえたわけでございますけれども、これが談合があったとのいろいろな動きがありまして、入札が延期をされる。そしていまご説明のありましたように、業者の数をふやして入札を行う。そして今日提案になったわけでございますけれども、この二回目の入札の前にも、私どものところには、あさけリージョンプラザが戸田建設とそれから角田建設共同企業体という形で落札をするということは確実だと。そういう話し合いが再び行われたという、匿名ではございますが、通告がございました。早速市当局の関係方面には連絡をしておいたはずでございます。ふたをあけてみますと、やはりわれわれが事前に聞いていましたとおりになっているわけでございます。

どうしてこういうことが起こるのか。この点について、果たして今日の指名競争入札制度をとっています限り、なくならないのではないかというふうに思うわけでございます。一定業者間の均等な発展、そうした問題を考え、いろ

いるな調整が行われるということは、現実の事態だと聞いていては、こうしたいのいわゆる談合問題ということが根絶できない。今日のような指名競争入札制度をとっている限りは根絶できないのではないかと、ふうに思うんですが、この点どのようにお考えか、まずお尋ねをしたいと思います。

それから、いったんは延期になりましたけれども、最初にこの入札指名業者を選定したときのメンバーを見てみると、あさけリージョンプラザに参加しているたとえば地元業者と、消防本部の工事に指名選定した業者とが、ずいぶん重なっているわけです。現実には、そういう談合が前提にならなければ場合には二つのこの大きな工事が落ちることもあり得るわけです。どうしてこの二つの大きな大型工事に、その両方に名前が出てくるという指名の仕方をするのか、この辺も非常に腑に落ちないんです。今度でもその点は、本日提案されている内容でもそういう意味合いではほとんど同じだと思うんです。そういう点は一体どう理解したらいいのですか。

それから、五十七年度から業者の、たとえば土木工事なんかで見えてまいりましても、指名業者をいろいろ見直したんでしょうか。たとえばAクラスの業者というものが非常にふえているわけです。そして驚くべきは、その中に私が従来問題にしてまいりましたTという業者がAランクに入っている。まことに驚くべきランクづけであります。そんなランクづけの基準というものであるならば、ランクづけの基準というものについては、抜本的に見直してもらおうべきだと思うんです。

こういうこの問題は土木工事にかかわらず、こういう建築工事にかわりましても業者のランクづけ、こういう点でもっと細密な幾つかの段階に分けた、いまの段階ABCという三つのランクづけだけでなしに、もっといまよりも細分化したきめ細かいランクづけの問題も必要だと思うんです。そういう点でどうお考えなのか。

そして最後に、前回白紙になったのを第一回と申しますか、今度の提案されているのを第二回と申しますか、そう

いう第一回、第二回の業者を指名する際、どういうふうにしてその指名業者を選んだのか。この点その指名業者の選定の仕方というものが私どもどう見ても理解できない。この点どういうふうにしてその業者に決めたのか。

今回の場合、地元業者間での問題が非常にクローズアップしたわけでございますけれども、たとえばあさけリージョンプラザの問題は大手建設業者とのジョイントでございますが、その大手業者の中で、あさけの場合は一回目も二回目も落札業者が変わっていませんけれども、これも知る人ぞ知るで、この戸田建設に落ち着くということは非常に鮮明に皆に語られておると。こういう点もどうしても理解できない。この辺の問題を含めてぜひ詳しくお答えをいただきたいと思えます。

○議長（青山峯男君） 三輪助役。

〔助役（三輪喜代司君）登壇〕

○助役（三輪喜代司君） ただいまのご質問に対しましてお答えさせていただきますが、その前に簡単にこの経過だけでも、われわれこういう経過を踏んだということもご理解いただく上においては必要ではないかと思っております。簡単に説明をさせていただきますと思います。

ご承知のように、このいま上程されております二件につきましては、九月の十一日に指名審査会で発注をすることに決定をさせていただきました。その後諸手続をとりまして、九月の二十日に共同企業体の指名申請を受け付けました。と同時に現場説明を行って、その際業者に対しまして総務部長より公正な入札を行うよう強く注意を喚起すると同時に、九月二十四日に文書をもって、各業者に対して市長名で注意を喚起したのでございます。

その後、九月末に至りまして、市に対して談合疑惑の投書があり、また他の方面にもあったということをわれわれの方へ通報も来ております。さらに、十月に入りまして、議員の皆様方のお手元へ匿名の投書が参りまして、いろいろ

ろこちらの方でも検討をいたしましたのでございますが、さらに六日に総務委員協議会を開いていただきました。ここでいろいろなご意見あるいはご指摘等を賜りまして、結論を申し上げますと、住民の疑惑を招かないような方法で検討するべきではないかというふうな結論づけられたというふうな理解をいたしまして、私どももいたしました。種々その後協議し、また検討をいたしました。九月七日にさらに再度指名審査会を開かせていただきました。前の業者を全部白紙にいたしました。これは両方ともJ Vでございますので、J Vを白紙にさせていただきました。前回よりさらに四業者を増加いたしました。改めて共同企業体の構成を業者の方でもしてもらい、その間建設業協会の役員の方あるいはまた各業者等々に対しまして、公正な入札で参加するように強く厳しく要請をいたしておると同時に、また警告書も発しておるのでございます。

こういうふうな経過をたどりまして、今回の入札に概略としてはなつたわけでございますが、その中でいまご指摘のように、戸田建設並びに角田建設のこの共同企業体があさけリージョンをとるという情報が入って、それを通報したということでございますが、それを受けまして業者に対しましては、総務部長より厳しく警告を発しておるのでございます。絶対そういうことはやってはいけないということを厳しく警告をいたしましたのでございます。

それに対してどう考えているかということでございますが、私どももいたしました。業界に対しましては常日ごろからうわさになっておりますあるいは新聞紙上等で取り上げられております談合問題につきまして、絶対には行っていないということ、再三にわたり警告を発し、また事あることにその旨通知もいたしておるのでございます。

したがって、私どももいたしました。今回に限りましては、新聞紙上等でもご承知と思いますが、いまこちらの方へ情報の連絡がございました戸田建設あるいは角田建設のこの共同企業体をとつたということについては、両社の

企業努力によるというふうにはっきり向こうも申しておりますので、私どもとしては絶対にそういうことはなかったというふうに理解をし、ここでご提案をし、ご承認を得るようお願いをしておるのでございます。

したがって、そういう意味におきまして、行政側といたしましては再三にわたり厳重に警告をいたしておりますので、業界もこれに対しましては、そのようなことは絶対いたしませんということでございます。誓約書も取っております。したがって、談合等は絶対なかったというふうに確信をし、信じ、理解をしてご提案を申し上げますので、その点一つご理解を賜りたいと思います。

それから、指名業者があさけリージョンプラザと消防本部と地元業者で重なっているなんておかしいじゃないかというご指摘でございます。本件につきましては、本会議におきまして、できる限り地元の業者を活用するように、地元業者に利益を与えるようにというご指摘もあり、またわれわれに対しまして、市長に対しましてはその旨地元の建設業協会の方からいろいろな陳情がなされております。われわれはかねてから地元業者の育成ということを頭の中に描きながら、それを腹の中へ入れながら指名をいたしておるのでございますが、そういう中でこういうふうな工事を行う場合にやはり地元を優先的に考えざるを得ないと。そういたしますと、地元業者の中には能力的あるいは資力的にこれに耐え得る業者がどの程度あるかということから、客観的な指数等を見ながら判定をしいかなければならないと思います。

そういたしますと、どうしても二つ同時に申し上げますので、重なり合うということもやむを得ないものである。このことが談合につながるのではないかというふうに、私はいまご質問の中にはそのようにもとつたんでございますが、決して私どもはそういうことを考えておりません。したがって、あくまでこれは地元業者育成ということを第一義的に考えて、そして指名をさしていただきたい。指名をさしていただく以上、やはりそれだけの能力のあるものでなけ

ればできないということも、これも当然のことでございます。したがって、両方の工事にこれが重なり合うということもやむを得ないというふうに理解をいたしておりますので、よろしくお願いをいたしたいと思います。

それから次に、リンクづけの問題でございますが、これにつきましては客観的な立場で物を見ておまして、主観を入れておりません。したがって、いろいろと私どもの方へもご指摘等もございしますが、あくまで客観的に、これは国、県、市とも同じでございますが、客観的にリンクづけはいたしております。ただ、総務委員会あるいは総務委員協議会等々で制度的な見直しを当然行うべきではないかという強いご指摘、ご意見等もございします。したがって、ただいま市長の提案理由の説明の中にもございましたように、今後とも私どもはこの業者指名ということにつきまして検討を加え、よりよいものをつくっていくように努力をしておるような次第でございますので、よろしくお願いいたします。

それから、指名業者の選定でございますが、これはただいま第二点で申し上げましたように、やはり資力とか技術的とかいうようなものも十分考慮に入れながら指名をいたしておるつもりでございます。したがって、これに対して主観的な問題あるいはそういうものは一切入れておりません。あくまで客観的に物を見て、これならいけるということと、技術担当者の意見等も十分考慮に入れながら指名をいたしておるのでございまして、それ以外に何もございせんので、その点をご理解賜りたいと思います。

いずれにいたしましても、本件につきましてはいろいろと議員の皆様方に対しまして、お忙しい中本日の臨時会あるいは総務委員の皆様方においては総務委員協議会等々を開かしていただいてご迷惑をおかけいたしておりますが、私どもといたしましては、行政側としては、現時点においてとれるだけの措置はとったつもりでございます。

また、いろいろご意見等も拜聴しながら、改むべきものは改め、このような疑惑が起きないように今後とも努力を

してまいる所存でございます。どうぞひとつ今後ともよろしくご協力のほどをお願い申し上げます。答弁といたします。

○議長（青山峯男君） 小井道夫君。

〔小井道夫君登壇〕

○小井道夫君 今度の二件について、今日議会に提案されているのについては、談合が絶対なかったとおっしゃるんですか。第一回目はあったんですか。二回目は絶対なかったということなんですか。私どものところには、二回目もあってこのことが落ちるといふことは名前まではっきり知って、市当局の方へ連絡してあるはずですね。それはいままお認めになったとおりでございますが、そもそもジョイントを組むそのことが談合を進めていることになるんだということ業者自身が言われているわけですね。一体ジョイントを組むのにどんな相談の仕方するんでしょう。名前を出しておいてくじを引くんですか。ジョイントはどうやって組むんですか。そこに何の話し合いもなされないんですか。いろいろな過程を通して談合という問題は、談合というか、話し合いというか、避けられないんじゃないんですか。そして、また現実に地元業者の育成の問題を考えれば、大手との関係についてもそういう一定の調整ということに伴ってくると思うんです。また、四日市の地元業者についても均等な発展を図っていくという点では、そういう一定の調整の問題が避けて通れないということもあると思うんです。そこを、談合は絶対なかった、なかったらいいかぬと思うんです。

そういう地元の育成ということを考えたり、大手との関係で地元の育成を考え、また、四日市の地元業者の均等な発展を考えていくというふうな場合に、公共事業であればなおさらそういう調整というものは絶対必要ない、当局は

認めないという立場ですか。しかも、どの業者を指名するかは客観的にやったとおっしゃる。客観的という言葉を幾ら強調されましたも、内容がわれわれはわからないわけです。どこがどう客観的なのか。

それで、いま一つ私が土木業者の例をとって、かねて私が何遍もここで問題にしてきた業者がいつの間にかAランクに入っている。何がこれが客観的か、こんな基準というのはだめだなというぐらいの感じを受けざるを得ないようなそういう基準でやられている。ランクづけから、業者の指名からですね。だからその業者の指名の仕方、もう少しどうやって何でこの人たちが、この業者たちが選ばれてきたのかをやっぱり詳しく納得いくように説明してほしいんです。幾ら客観的にと言われたって、言葉だけでは理解できません。

それで、やはりどうしてもこの問題、なぜそういう内部告発的な話があって延ばしたけど、また同じような内部告発があったというのは、何が今度の問題だったのかちょっとわからないんです。話し合いとかそういう調整というのは、指名競争入札制度をとっている限り避けられないんじゃないか。ジョイント制度をとる限り避けられないんじゃないか。そうしたときに、今度十月に諮るやつが、十一月に諮らざるを得なかった。何が問題だったのか余りわからない。

ですから、こんなことを二度と繰り返さないためにも、やはり指名競争入札制度というものについて根本的にメスを入れていくことをはっきりさせなきゃいかぬと。それはいつになるかわからない遠い将来のような話じゃなくて、一遍いつごろまでにはどうしたいという方向をはっきり明示した、しかも今日の指名競争入札制度を主にしたものに根本的なメスを入れると、改革をするという、そういう方向づけを持ったものを当局が示してもらわなければならぬんじゃないかと、こういうふうに思うんです。十月に諮るというのをわざわざ十一月に延ばして、今日わざわざ臨時会開かしてやっているとすよ。何が問題だったのかと、こういう点を考えると、やっぱりそういうところに問題がいくんじゃないかと。ある意味では、談合があったとか、なかったとかということが問題じゃないと思うんですね。根本的にはそういう指名競争入札制度の問題だと思っんです。そのところをどうお考えになるのか。

それから、先ほどちょっとお話しさせてもらっておるように、調整とか話し合いとかいうものは絶対認めないのかどうかですね。必要ないのかどうか。ジョイントの場合、そうしたらどうやって調整するのか。どう組むのか。どういう過程を踏んでジョイントが組まれるのか。絶対ないとおっしゃればおっしゃるほど、そのところも明らかにしてほしいんです。

それから、両方の工事に業者が重なっている、これなんかは先にあさけならあさけをやって、そこで決めて、次にまた消防をやるというふうやり方だとして別に構わぬわけでしょう。地元業者の育成という点では何も構わぬわけでしょう。そういう配慮も必要じゃないでしょうかね。

それから、ランクづけの問題は客観的にやっているとおっしゃっていますが、この辺もう一遍、ここで時間的制約があれば、五十七年度から新しくそういう見直しもして、業者の数もAランク、Bランク、そういう点変化があったというふうのようですし、どんな基準でそのランクづけをやってるのか、もう少し総務委員会等で明らかにしていただければありがたいと思うわけでございます。

いま一番最後の問題は別としまして、お尋ねした点をお答えいただきたいと思っております。

○議長（青山峯男君） 三輪助役。

〔助役（三輪喜代司君）登壇〕

○助役（三輪喜代司君） 時間がございませんので、結論だけ先に申し上げておきます。

一回目の延ばす前の入札については談合があったんじゃないかと、二回目はなかったが、一回目はあったんじゃない

いかということですが、私どもは談合があったということの確証は得ておりません。もし談合があるということの確証を得るならば、私どもといたしましては刑法上のあるいはその他の法的な適正な措置を講じなければならぬと思っております。

ただ、ああいう投書が出て、報道関係でずいぶん報道されております。したがって、市民の皆様は疑惑を持たれてはいけません。疑惑を持っていらっしゃるから、その疑惑を何とかここで解消したいという考え方で進めさせていただいているわけでございます。

それから、業界の内容等々についていまいろいろ指摘ございましたが、どういう調整がなされ、どうだ、こうだということがございますが、私どもはそういうことは一切承知をいたしておりませんし、J V の場合には、建設省の指導方針どおりの方針でJ V を組んでくださいというふうに出しております。そこでどういう話し合いがなされておるかということについては承知はいたしておりません。

そういうことでございますして、そういうふうな中でもし談合的な、いわゆるここで言う談合ということがはっきりわかれば、先ほど申し上げましたように、私どもとしては適正な措置をとらざるを得ないし、またそれに対して行政的な措置も対応していくということでございます。

これは業界のあくまで内部でございます。したがって、私どもはこういうことにつきましては業界の会長を初め幹部の人たちに対して強く要請をし、さらにまたこのようなことが市民の疑惑を招かないようにということで、強い警告を発しておるといのが現状でございます。

ただいまご指摘のような、一回目のときに談合があったために決して私どもはこれをやったということでございます。もしそういうことであるなら、私どもとしてはそれなりの措置をとらしていただいております。以上でございます。そういう確証を持っておりません。したがって、私どもといたしましては、市民の疑惑をできる限り解消していくという考え方のもとに進めさせていただいたということでございますので、ご理解を賜りたいと思っております。以上でございます。

○議長（青山峯男君）

川口洋二君。

〔川口洋二君登壇〕

○川口洋二君　ただいまの助役の答弁をお聞きしておりますと、第一回の入札の際にそういうことがなかったんだろけれども、談合がなかったんだけれども、市民の疑惑を払うために延ばしたということでもあります。けれども、そのように自信があればやはりぼくは一回目でやとくべきだったという感じがしてなりません。

なぜならば、これからもたびたび通告があれば全部そういうふうな延期をする。いわゆる市民の皆様の疑惑を取り除くために延期をせざるを得ないということになるわけでございます。

ですから、建物を建てて、たとえば学校建設をするということになって受益を受けるのは子供たちであり、またほかの建築に際しても市民であります。そういう受益を受ける、益を享受するわれわれ市民にとって、そうした通告によりどんどん延ばされることは、益も延びることになるわけです。

そうしたことで、やはり自信を持って、第一回の入札を行おうとしたのなら、やはりあのときにやるべきだった。ということは、あの通報に対して逆に通報の方に自信を持ったんじゃないかという気がしてならないんです。

だから、これからもまたそうした通報も出るわけですから、もう少し第一回についてははっきりと聞きたいところがあるんですが、答えればお願いしたいし、わからなければ総務委員会の方でまた詳しくやっておいていただきたい。私は三点目を少々強調してお尋ねしたいんですが、総務委員会の方でもまたお願いしたいと思います。

○議長（青山峯男君） 三輪助役。

〔助役（三輪喜代司君）登壇〕

○助役（三輪喜代司君） ただいまの川口議員のご質問でございますが、第一回目の入札については自信を持ってやるべきじゃないかという指摘でございます。

そういうことも考えないわけではございませんでした。しかしながら、今回の場合ああいうふうに議員の皆さん方へいろいろと投書も行き、また私もそれに対しての裏づけの資料、たとえば名古屋の云々というところでこれこれということが書いてあったんでございますが、そういうところも調べてみましたが、私どもの調査した範囲内ではそういうところは見当たりませんでした。

いろいろございました。したがって、一度これはということで総務委員協議会を開いていただきまして、そこでのいろいろご意見等も拝聴しながら、最終的に延期をさしていただいたと。いや、その前に延期をさしていただいて、総務委員協議会へ諮らしていただいたということでございます。

したがって、これは私どもといたしましては、やはり各議員の方へもああいう投書も行き、また市長へも来ております。これにつきまして、どうもそういう疑問があったからやめたということじゃございません。ただそのために市民の皆さんが非常に疑惑を持たれているんじゃないだろうか。しかも市の行政と協会とが癒着してやっているんじゃないかというふうな、そういう疑惑がなかったんではないだろうかということで、したがってそれをやはり解消するためには、一応ここで延期をさしていただき、さらに白紙に戻さしていただいて、改めて共同企業体を組ましていただいた上でというふうに判断をいたしまして、市長にも進言し、そのように措置をとらしていただいたわけでございます。

そして、今回の入札ということでございまして、今後ともこういうことがないとは限りませんが、私どもはただいま申し上げましたように、議会へご提案申し上げている議案につきまして、談合の上でこれこれしかだというふうなことは一切承知をいたしておりませんし、またそういうことは何回も何回も指名業者にも通知もいたしておりますので、そういうことはないという確信を持って議案を提案させていただいているような次第でございます。

この問題はいろいろと各市でも最近起こっておりますけれども、これについては今後とも一層姿勢を正しながら、私どもとしては市民に疑惑を持たれないように努力を重ねてまいる所存でございます。どうぞひとつよろしくお願いを申し上げます。

○議長（青山峯男君） 訓覇也男君。

〔訓覇也男君登壇〕

○訓覇也男君 いまの意見、そのとおりだと思います。やり直したから疑惑を裏づけたんではないかと思えます。大変これはむずかしいことですけれども、指名の仕方について非常に検査を厳重にして、大変よかった、その次というランクをして、それを指名の参考にされたら、もっとよくなるんではないかと思えます。ご感想をいただきたいと思えます。

○議長（青山峯男君） 三輪助役。

〔助役（三輪喜代司君）登壇〕

○助役（三輪喜代司君） きょうのこの臨時会の質疑の中で小井議員、訓覇議員あるいは川口議員等々から、いろいろのご意見を拝聴いたしております。私ども今後こういうことが起こらないように努力をしていく上において、ただいまのご意見等皆さん方から出されましたご意見等も十分参考にしながら、あるいは尊重しながら、指名制度の

改善の見直し等々の中で議論を重ねて、皆様方にご迷惑をおかけしないように今後とも努力を重ねていく所存でございます。よろしく願いたします。

○議長（青山峯男君） 他にご質疑もありませんので、質疑を終結いたします。

本件を総務委員会に付託いたします。

暫時、休憩いたします。

午前十時四十五分休憩

午後三時七分再開

○議長（青山峯男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第二百一十一号工事請負契約について及び議案第二百二十二号工事請負契約についてを一括議題といたします。

本件に関する委員長の報告を求めます。

総務委員長 田中基介君。

〔総務委員長（田中基介君）登壇〕

○総務委員長（田中基介君） ただいま議題となっております議案第二百一十一号工事請負契約の締結について、及び議案第二百二十二号工事請負契約の締結についての二議案につきまして、総務委員会の審査の経過と結果をご報告申し上げます。

初めに、先ほどの議案質疑の段階におきまして、入札を延期すべきではなかったのではないかという趣旨の発言がありました。この問題の取り扱いについては事前に総務委員協議会を開き、十分検討を加え、議論をした経過を踏

まえてとられた措置でありますので、この点ご理解をいただき、誤解のないようお願いをいたしておきます。

それではご報告申し上げます。

本件はあさけリージョンプラザと消防本部、中消防庁舎建設に係る請負契約の締結案であり、談合疑惑を指摘する投書があったことから、一時入札を延期した上、指名業者を白紙撤回し、改めて業者数をふやし、共同企業体の組みかえを求め入札を行ったものであります。

理事者からは、指名を行った業者に対し再三警告を行い、さらに誓約書の提出を求めるとともに、建設業協会に注意を喚起するなど公正な執行に努めたもので、不正はなかったと確信しており、談合罪は公正な価格を害し、または不正の利益を得る目的で、競争または入札の競争者があらかじめ互いに相談し、その一人に競争または落札させるように約束する罪で、共同企業体の構成決定のための話し合いは本罪に該当せず、市としても談合罪の確証があれば厳正に対処するとともに、再びかかる通報等によって市民に疑惑を起させないようにすれば、従来とってきた地元業者育成の姿勢についても考え直さざるを得ないとの説明がありました。

さらに、今後無責任な通報に左右されず、厳正、的確に対処し、入札を行う旨の答弁がありました。

また、質疑のありました業者の格づけ等につきましては、経営規模等経営事項申請書の審査により得られる客観的、総合的な数値で判定されるものであり、工事成績の評価は指名審査会の中で反映させているが、今後は主観的点数の付与を制度の見直しの中で検討したいとの表明がありました。また、指名業者の両工事での重複は、当該業者の施工能力を勘案して判断したものであるとの説明がありました。

理事者におかれては、今回初めて入札執行に当たって、報道関係者に対して指名業者の氏名及び入札の場を公開され、制度の改善に努力の跡が見られるのであり、当委員会をこれと多とするも、まだまだ改善の余地があるものと考

えますところから、早急に指名競争入札制度の抜本的な見直しを行われんことを強く要望いたしました次第であります。談合疑惑の解明には、行政での調査では限界があることから、その一助として警察権の協力を求めるよう指摘いたしました。

なお、一部委員から消防用地と医師会の関係について意見がありましたことを付言いたします。

以上の経過をもちまして、当委員会は付託されました二議案につきましては、原案のとおり承認いたしました次第であります。

これをもって総務委員会の審査報告といたします。

○議長（青山峯男君） 委員長の報告はお聞き及びのとおりであります。

委員長の報告に対し、ご質疑がありましたらご発言を願います。

山本 勝君。

（山本 勝君登壇）

○山本 勝君 二点ほど委員長に質問をします。

まず初めにですが、消防本部の関係で一部委員から用地の問題について発言がありましたと、こういう内容で簡単に報告をされています。

さきの全員協議会でこの用地の問題は指摘をされまして、理事者の方からさらに検討を進めると、そういう意味の発言があったわけでありますが、その後の経過が全然私たちの耳に報告されておりません。その点が総務委員会の中で明確に理事者の方から、三十六メートルを半々にして十八メートルと、こういう内容でされておるわけですけれども、消防本部の方に使う十八メートルはわかりませんが、残りの十八メートルについてどういうふうに処分をさ

れるのか。理事者の方からどういう表明があったのか、詳しく説明をしていただきたいというふうに思います。

それから二点目は、これは市の権威の問題がありますので、この際明らかにしておきたいんですが、先ほど委員長の報告の中にも全然触れられておりません。聞くところによりますと、すでに委員協議会の中で論議をされたというふうに聞いておりますが、あえて私はこの本会議の中で記録として残しておくべきだと、こういうことでございますので質問しますが、十月六日付の新聞報道によりますと、一部の記事の中に事実とは違う報道がされております。

議員の各位にはそれぞれ匿名の葉書が行っておりますので、事実と違うということについてお気づきの点があると思いますけれども、あの投書の中身は四日市市の建設業協会と名古屋の建設工業会、ここでの談合の内容になっておったはずであります。ところが、報道によりますと、市と市の建設業協会の談合と、こういう記事の内容になっています。このことは、その新聞を何万人の市民が読んだか知りませんが、非常に関心の深いことでございます。

その後、誤報であるという意味の報道もないわけでございますので、十月六日付の記事をそのまま読んでしましますと、市民の多くは市が建設業協会と談合をしたと、こういう受けとめ方をいまだにされておるのではないかと、このように私は理解をします。

その後の流れを私たちは知っておりますので、市の方にはそういう事実はない、あくまでも誤報だというふうに私は理解をしておりますけれども、一般の市民はなかなかそうは理解されぬだろう。そのことを思いますと、やはり市の権威の問題としても、これは明らかにしておくべきだろうと、こういうふうに思いますので、委員長にまずその点についてどういうふうに委員会の中で論議をされましたのか、お尋ねをします。

○議長（青山峯男君） 田中基介君。

〔総務委員長（田中基介君）登壇〕

○総務委員長（田中基介君） ただいまの山本議員のご質問にお答えいたします。

まず、最初の消防署の土地の件でございますが、消防用地の医師会への譲り渡しについては、古市委員から意見がありました。これにつきましては他の委員からは意見がありませんでしたので、ご了承願いたいと思います。

また、二番目の新聞報道の件でございますが、一部の報道機関の理事者と業者の癒着云々と市との云々の報道については、前回十月六日に行いました委員協議会で論議が十分なされました関係上、今回はございませんでした。したがって、この問題については、理事者から答弁があればお答えいただきたいと思います。

以上でお答えにかえさせていただきますと思います。

○議長（青山峯男君） 三輪助役。

〔助役（三輪喜代司君）登壇〕

○助役（三輪喜代司君） 第二問につきまして、委員長のご指名いただきましたのでご答弁させていただきます。

十月六日付の記事につきましては、議員の皆様方とは別に四日市市長あてにやはり「四日市をよくする会」という団体名で投書が来ております。内容が少し議員の皆様と異なっておりますので、その中のしまいの方だけ読ませていただきます。「これは協会の名を借りた両社が受注するように準備した協会三者と市当局の談合でもあるので、全く不朗朗きまわりないので、入札の一時中止を提言する」と、こういう投書が来ております。これが記事となって新聞で報道されたということでございますので、この点につきましては、私の業者の指名を白紙撤回した段階において、こういうことは一切ないということの証明はいたしておりますし、また総務委員協議会でもそのような質問があったので、私の記憶では確かにそういうふうなことは一切ございませんということを、当時の総務委員協議会において

言明させていただいておりますのでございます。そういうふうなことでございますので、あの記事はこの投書をそのまま記事とされておりますので、誤報ではないというふうに理解をいたしております。

ただ、そういうことは一切私どもの間で協会と談合をしておるといふようなことはございません。この点だけは明確にここでご答弁させていただきますので、改めて誤解のないようお願いをいたしたいと思います。以上でございます。

○議長（青山峯男君） 山本 勝君。

〔山本 勝君登壇〕

○山本 勝君 さきの発言と順序は逆になりますが、市と市建設業協会との談合、いま助役の説明を聞いておりますと、私たちのところへ来た投書の内容とそれから市長あてに来た投書の内容とが若干違う内容になっています。市長の方に来た内容が私たちの手元に来ておりませんので、私は先ほどの発言は私のところへ来た投書の内容をそのまま引用しながら、報道との関係を申し上げます。よくわかりました。

報道等についての、一部市との云々という話がありましたけど、私も発言しましたが、その点についてはいまの助役の発言で、私は市長あてに来た投書の内容がそういうふうであったと、こういうふうに理解をして、市の方が潔白に間違いのない行いをしたと、こういうことを確認をさせていただきたいと思えます。

それから、消防本部の幅員というんですか、十八メートルの土地の問題ですが、いとも簡単に委員長お答えになつたんでございますが、私は土地の処分の問題が議案として上がっておりませんので、委員長がそういう答弁なされたというふうに理解をします。

そうしますと、幅員十八メートルのこの土地の処分については、いまの発言を聞いておりましたが、大体これは医

師会の方に処分をされるんじゃないかと、こういうふうな受けとめざるを得ぬわけですが、その処分の方法についての議案がまだ出ておらぬわけですから。その審議の結果はわかりませんが、議案の出るまでは、処分案が出るまでは何に使われるんですか。駐車場か何かですか。その点明らかにしておいていただかないと、要らざる誤解を招きますし、いま一つは、きょうはちょっと欠席されておりまして、せっかく全員協議会で山口議員がこれは指摘をされた問題だと思っております。いろいろ歴史的なことも踏まえて指摘された問題でございますので、検討を約された以上考慮を約された以上は、そう簡単に処分されてしまったんでは困りますので、私はあえていま質問したのでございますので、議会の方から指摘されておることも事実でございますから、議会の権威の上からも慎重にこの問題については扱っていただくように理事者の方に注文をつけまして、終わりたいと思います。

○議長（青山峯男君） 小井道夫君。

〔小井道夫君登壇〕

○小井道夫君 大変恐縮ですけれども、総務委員長にお尋ねをさせていただきたいと思っております。

委員長報告の中で、初めにというくだりから、本論に入られるまでに、誤解のないようにというお話がございましたのですけれども、入札を延期すべきであったか、なかったかという問題は私の場合は別にいたしました。こうした問題が起こりました段階で、総務委員協議会で一応議論していただくことも大変大事だと思うんですが、今日このように臨時会もわざわざ開いて議論をしなければならぬような事態になるということであるならば、やはりその時点で総務委員会の枠を越えて、市議会全体としての早い対応をされるべきではなかったかというふうに思うんです。

ただいまの委員長報告で言われるところの誤解のないようにというのはどういう意味なんだろう、ちょっと理解をしがたいわけでございます。この点お聞きをしておきたいと思っております。

それから、一応この総務委員会はいろご審議いただきまして、理事者側の説明するところの内容を了とされたわけでございますが、その中で「不正はなかったと確信しておる」というくだりがございます。私のところには皆さんと同じような葉書で来たのと、封書で来たのとあるわけでございますけれども、「納屋小学校の改築工事入札済み及び四日市消防署並びにあさけリージョンプラザについて入札がございますが、建設業協会の四日市支部幹事だれの」、複数でございますけれども、「強い圧力のもとにおいて、私も弱者は工事受注を目指しているにもかかわらず、苦痛を受けております。私はこのような不当な圧力に対して、一人の人間として許せません」という内容の文書が来ているわけでございます。

ここにわざわざ談合罪とはということも、ただいまの委員長報告の中で述べられたわけでございますけれども、何もって不正がなかったと確信するのか。それではこのいま私が引用いたしましたような内容であった場合は、別に問題ないのかどうかということでございます。

あさけリージョンプラザにいたしましたとしても、入札は一回ですけれども、落札を予定された業者は二転、三転を、特に大手は天の声なんでしょうか、いささかも変わらせずに、そのジョイント相手は二転、三転しているというもっばらうわさでございます。このうわさはそうでないという、そんな事実は全くないということは、私どもは否定のしようもございません。

何をもってそういう確信をされておるのか。いま引用しましたような問題は、内容のものは果たして全く問題にならないのかどうか、こういう点大変疑問に思うわけでございます。こうした点、あえて理事者側の説明を委員会としましても了とされているわけですから、この辺の問題にどこまで議論をされたのかということでございます。

それから、私は議案質疑の段階でこの談合という言葉を使うか、あるいは単なる話し合い、調整という言葉を使うか、いろいろな言い方はあると思うんですね。刑法上の談合罪といえ、いまわざわざご指摘いただいたような内容だろうと思えますけれども、それに至らずともそういうものがあり得るんじゃないかということをし申し上げましたら、理事者側はほとんどその辺については答えにらぬ答えをしてみえるわけですね。

ここで総務委員長があえてご報告いただきましたような、共同企業体の構成決定のための話し合いはということですね。結局これ話し合いやっているということになるんですね。その辺私が議案質疑の段階で申し上げたことと、総務委員長があえてここで委員会としてこういう点を引用されてご報告いただいた点との問題を、委員会として委員長の方からどの程度説明されたのかお答えいただければありがたいと思うわけでございます。

それから、質疑のあった格づけ等の問題については云々でございますけれども、私は業者の格づけの基準等が非常に問題が多いということでありまして、どんな基準でもって選定するのか、ランクづけするのか、こういう点も明らかにすべきだと申し上げたわけですが、委員会では果たして業者がどのような基準でどのようにランクづけされているかというものは、理事者側に資料を提出させて、ご検討いただいたのでしょうか。

たとえば、今回の場合でもそういう中から、指名業者の選定については、たとえばAの中でも一番上にランクづけされているのが一番いいと。二番目、三番目という順番であるとするならば、そういう順番はそれこそ客観的にやられたのか。

私どもの方でいろいろ話聞きますと、大手の業者指名に当たっても、なぜあの業者とあの業者が入ったのかという形で、疑問を提起されてきているわけです。その辺をわれわれは答えようもない。判断のしようもないわけです。ですから、私どもは少なくともそれが公正なランクづけなのか、客観的なランクづけなのか判断する上でも、たとえ

ば現在の業者の建設事業、それから土木事業、その他の事業で業者がどのようにランクづけされているのか。そういう点を少なくとも明確に公表してほしい。入札の公表だとか何とか言うんなら、これも公表してもらおうべきだと思っておるんですけども、この点は総務委員会ではどのようなことになりましたでしょうか。その点ひとつお答えをいただきたい。

それから、その最後の方に、「指名業者の両方での重複は当該業者の施工能力を勘案して判談したものであるとの説明がありました」ということなんです、この説明をそのまま了とされると、私たちはちょっと理解に苦しむわけですね。

私が先ほど議案質疑の段階で申し上げたことを、助役が意味を取り違えられました、何かそのことが談合だという何か意味を取り違えたようなご答弁がありましたけど、私はその談合なり、話し合いなり、調整なり、その辺の言葉の使い方はいろいろありますが、そういうものを前提としておられない限り、この大型工事を両方ともに指名するということは、場合によっては二つともとるということがあり得るわけですね。施工能力を重視してと言われるわけですが、それにはならぬじゃないですかね。ですから、その説明をそのまま了とされるのはちょっと疑問があると思うんです。やはり少なくとも先に落札して、そこから落札した業者を落として、次にやるとか、こういうことに運ぶのが常識だろうと思えますけど、そういうことはしかし余り考えも入れられずに、何かこれだけの大型工事にあさけも消防も同じ業者が入っておるといふのは非常に疑問だと思っております。この辺はどのようにご議論いただいたでしょう。

○議長（青山峯男君） 田中基介君。

〔総務委員長（田中基介君）登壇〕

○総務委員長（田中基介君） ただいまの小井議員のご質問にお答えいたします。

初めに、誤解のないようにという意味でございますが、これは入札を延期すべきではなかったかという趣旨の発言が、どうも私たち総務委員会が十月六日の総務委員協議会で、皆さんもご承知のとおり、先ほど助役のお話からありました、市長あてには十月の末に、全然内容の違うことが来ております。その間、私たちには三日の夜から四日にかけて届いていると思いますが、私の方へも来ましたので、早速総務部長並びに助役に申し上げます。これは一体どうなったんだと。いつからこういう問題になっておるんだと。

私の葉書の文面、皆様も同じでございますが、その中ではっきりと業者名が提起され、そして市議会において普段から叫ばれておる面についてはっきりしてほしいと、良識を疑うと、こんなまま入れられてはという文面をいただいたので、早速総務委員協議会を開かせていただきました。

そして、私たちには執行権ございませんけども、問題が問題だけに、前からも入札問題には総務委員会ことに話が出ておりましたし、先輩各位もかなり努力していただいておりますので、今回そういういろいろとお諮りしてこういう結果をいただいたわけです。それがストリートに皆さん方会派において徹底されてなかったという面がございますので、一言こういうことで発言させていただいたのでございます。

二つ目は談合の定義でございますが、しからば小井議員に談合とは何ぞやをお尋ねしたいと思うんですよ。一体談合ってどんなことなんでしょうか。まず、それをお尋ねいたしたいと思えます。談合についての定義でございます。ひとつお願いいたしますね。皆さん方も非常にこの問題について今回の委員会冒頭から理事者を外して、談合についてのいろいろ定義についての話し合いをいたしました。その点についてお答えを願いたい。

それから次に、格づけのABCでございますが、この点については業者とか、特殊な土木の専門家とかそれから建築の専門とか塗装とか、いろいろ格づけについての段階、資料、また総合的な点数、いろいろお話がありました。その資料の問題には今回時間をかけて、かなりの前々からの論争もございましたし、そしてABCの名簿を提出せよというお話もいろいろ出ました。しかし時間の関係上、かなりの突っ込んだ意見も出ましたけれども、提出までには至りませんでした。

次に、業者の重複でございますが、これもかなりの質問がございました。しかし、言葉じりになかなかはっきりとした回答も引き出せませんでしたし、さらにそのときの時点の仕事の度合いによってもそういうこともありますし、ただ今後考えるべきは、小井議員も質問された入札の日をずらして、そしてやってはどうかという意見が多数に出、今後の検討という先ほどの委員会の審査報告の次第となったのでございます。

以上でお答えにかえさせていただきます。

○議長（青山峯男君） 小井道夫君。

〔小井道夫君登壇〕

○小井道夫君 談合罪とは何ぞや、あんたはどう考えるかということについては、恐らくこの委員長報告の中で出されて、談合罪とは云々と述べられておりますのは、刑法か何かを引用された文句であろうと思えますので、刑法上の談合罪というのは恐らくそういうものだろうと私も思いますけれども、それ以上のお答えは私もございませんけれども、私の申し上げておりますのは、今回の場合不正はなかったというふうに理事者は確信しておると。それを委員会としてもとされたわけですが……。

〔私語する者あり〕

○小井道夫君 業者間でも、市民間でも不正はなかったというふうに確信をされる何ものも示されておりません。せ

っかく総務委員会でも議論していただきましたけど、示されていないように私としては受けとめたわけです。だから、その辺はその委員会でその理事者の説明を了とされる何かもっと具体的なものがあつたのかどうかというふうにお聞きしているわけでございます。

私の方にはこういう手紙も来てるということもあえて申し上げたわけです。こういう点はだれかがしたいと思ってるのに、圧力をかけられてなかなかうまくいぬということが事実だとすると大変なことですし、談合罪のどこかの文章には何か当てはまるような気もしないでもない。そういうところは委員会としてどこまで不正はなかったとする理事者の説明を突っ込んで議論されたかどうかということをお尋ねをしているということが一つと、それから、談合というか、話し合いというか、調整というか、指名競争入札制度をとっている限りにおいて、その種の一定の大手と地元業者との関係、地元業者でも業者間の均等な発展、公共工事の受注の機会均等と、こういう面から何らかのその辺のことは避けられない面もあるんじゃないかということを指摘させておりましたが、そういう面を理事者はまるっきり否定するようなことを、われわれは関知しないという式の答弁に終わっていますけれども、この辺の議論はどうなされたかということもあえてお尋ねをしたわけでございます。

それから、業者の各工事にかかわってのランク表ですね。これはいま私は公表されなかったというふうに受けとめたんですけども、それは委員会として要求したけども公表されなかったんでしょうか。その辺もし委員会として要求されなかったということであれば、いまあえて公開入札と言われるのであれば、そういう業者のランクづけについても、何点何点という点数まで言えと言いませんけれども、Aの一から順番にずっと公表していただくと。こういう点理事者側はそういう意思があるかないか、あえてお聞きしたいと思えます。

そうしませんと、いまの質問でも私申し上げましたように、大手の業者でもあの業者がなぜ指名に入って、あの業者がなぜ外されているのかという、そういう指名の段階からする疑惑も解明し切れないというふうに思うわけでございます。この辺お尋ねをしたわけでございます。

私としては、この十月二十三日の入札の段階でも、あらかじめ私どもへ通報があつた問題についても何ら解明もされておられません。

それから、地元の業者だけでなく大手の問題、特にあさけりージョンプラザにおける戸田建設の問題は「天の声」だということで、あえてこの問題で私どもにいろいろ接触を持たれてきます業者の方でも「天の声なんだ」と。市の幹部といえども手を触れることはできないんだというふうな、そういうふうな種類の話まで伝わるわけです。地元業者だけの問題でなしに、大手の業者の問題もあると思うんです。

いずれにいたしましても、大変臨時会まで開いて、市民に多くの疑惑を招いた事態でありながら、なお問題が解明されないように思うわけでございますけれども、あえていま申し上げた中で、総務委員長からお答えをいただくならば幸いです。

○議長（青山峯男君） 田中基介君。

〔総務委員長（田中基介君）登壇〕

○総務委員長（田中基介君） なかなかこの談合の問題ですけれども、定義がお話願えてから、いろいろ小井議員のこれまでの質問が、指名業者を外して全般の公開入札というふうなお話もあったり、指名をやっぱりきちっとせいとというふうなお話あり、ちょっとニュアンスが感じとりにくかったもので、一応談合の定義をお聞きしたわけです。私たちも委員会といたしまして、かなりこの談合の定義について時間を割いて検討いたしました。

ここで、先ほどのその疑惑の問題でどうのこうのというお話がございましたけども、つまりは協会側のけんか分か

れがこちらへ押し寄せられたんだから、結局理事者としてはっきりせいと。できなかった場合にはやはり警察権を使ってもよろうじゃないかと。

ここで、もう一度また小井議員にお尋ねしますけど、あなたにきたそういう内容はどこから出たんですか。はっきりしておるんですか。私たちがいただいたのは「明るくする会」と言われておるけれども、何を明るくする会だと。駅前に四日市を国政を通じて明るくする会って、ここから来た人かなという、そういうジョークを飛ばす方も見えております。だから一体じゃあなたがいただいた別のそういうはっきりしたのはどこからいただいたか教えていただけませんか。

こちらの委員会に提示もないし、市の方はいま山本議員から説明のあったそういう新聞問題についても、別の形で来ていますということでした。あなたのは今日までいただいておりません。じゃどこでどのようにあなたに来たかを教えていただきたいと思います。

それからさらに、あなたがそういうような疑惑のどうのこうので、答弁がなまぬいとおっしゃるけれども、私も突くだけ突いたんです。

だから、いずれにしてもそういうことと、それから今回の二回目で通知があったので私知っておった。これもたまたました。それで十月七日にそれぞれ四業者をふやして、さらに十二日に指名して、共同企業体を組んでい。そして、十三日にはあさけだけやり、十五日は消防庁舎と。そして、二十三日に先ほど報告したように、公開をしてやったわけです。その前日の二日に秘書課に小井議員の方から電話され、そしてさらに課から助役へ行って、助役の方から業者を呼んで徹底して「ないな」と、こういうことで申し上げたという報告を聞いて了とした次第でございます。そういうわけでございますので、よろしくご了承願いたいと思います。

○議長（青山峯男君） 平野行信君。

〔平野行信君登壇〕

○平野行信君 先ほどの委員長に対するご質問に対して君から答えなさいというのは、私は非常に苦手でございますので、そういうことのないようにひとつ答弁いただきたいわけですが、いまこの問題になっておるのは、談合があったかないかということでございますんで、今後その投書があった場合の扱いについてどうするかという話し合いについては、委員会でどういう討議があったのか、ちょっとお尋ねしたい。

本来ないものを扱えば、あったように思うのが市民だと思わすね。ですから、なければ延長したりするという問題についても、協議会でどういう話があったのかお聞きしたい。

それから、この投書があった原因というものについて、どこに原因があったのかと、そういう問題について話し合いがあったかどうか。

それから、通報が今後もあれば、地元育成云々ということについて嚴重にやってくという報告でございますけども、どういふ嚴重な方法が代案としてあるのか。抜本的に改善するための案があって、そういう説明があったのかどうか、その点についてお聞きします。

○議長（青山峯男君） 田中基介君。

〔総務委員長（田中基介君）登壇〕

○総務委員長（田中基介君） きょうは野呂議員が途中から中座されましたので、十二分なご返答、その内容がおわかりにならないかと思いますが、今後の処置についてはかなり突っ込んだご意見も出ました。名前書いてやったらどうや、なかったらどうや、どうするんやと。さらに、入りましたが、何といひましても、業界のいろいろのそういう

通報、仲間割れということで、県外でございますので、何らかも出ればよろしいんですけど、いまもお話のように、はっきりだれのだれというのありませんので、「今後無責任な通報には一切左右されてはいかん」と、こういうことでさらに厳正的確に対処し、入札を行う旨の約束をさせ、その答弁を得たのでございます。

二番目が、こういうふうになったのも、そういう過程からやはり原因はこの不況の時代において、大手でいままでもらったのが、皆さん方の一般質問にもありますように、地元育成ということから今回消防庁舎が地元のA Bというランクでなされた。ここに大手が入ったという、あくまでも仄聞でございます。

だから、いずれにしましても、不景気による仲間割れ、それ以外にはないということでございます。いずれにいたしましたも、先ほどの委員長報告いたしましたように、長時間かけて委員が的確に仔細にわたっての審議をいたしましたので、今後とも皆さん方の冷静なるご判断、ご指導いただいております。りっぱな委員会にしていきたいと、このように思いますので、よろしくお願いいたします。

こういういろいろの代案につきましては、今後の課題として検討いたしますということ、結論には至りませんでした。以上でございます。

○議長（青山峯男君） 他にご質疑もありませんので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論の通告がありますので、発言を許します。

佐野光信君。

〔佐野光信君登壇〕

○佐野光信君 いま消防本部やあさけリージョンプラザの一日も早い建設整備は、多くの市民の期待するところであります。しかし、今回の問題発生により、入札や工事着工が遅れたことは大変遺憾でございます。

トントン

今回臨時会に議案第二百一十一号並びに第二百二十二号として提案されました工事請負契約の締結につきまして、以下の三点の理由を述べて反対するものでございます。

第一点目は、公正厳正に行われるべきである市の公共工事入札にかかわり、市民に対して大きな不信を与えたところであります。これらの疑惑に関して、質疑でもただしたところではありますが、いずれも解明されているとは解しづらいからでございます。

第二点目は、こうした問題を起こす要因となっている指名競争入札制度を主としておる。これを抜本的に改めることに何ら積極的な方向が明らかにされていない点でございます。

第三点目は、業者の格づけの諸基準、ランクを抜本的に改めることを提起しております。これもまたはっきりさせられていない点でございます。今回の場合ジョイントベンチャーで、特に地元業者のことが問題になっておりますが、あさけリージョンプラザを落札した戸田建設を初め、大手にも第一回目の業者の選定からしても問題がございます。

大手、地元業者を問わず、業者のランク一覧表を順位別に公表することを要求しております。なぜならば、業者指名が公正に行われたのか。文字どおり主観をはさまず、客観的に行われたのかどうか、これがうかがい知れないからでございます。

以上で反対討論を終わります。

○議長（青山峯男君） これをもって討論を終結いたします。

これより本件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（青山峯男君） 起立多数であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

○議長（青山峯男君） 以上をもちまして、今期臨時会の日程は全部終了いたしましたので、会議を閉じ、昭和五十七年十一月四日市市議会臨時会を閉会いたします。

午後三時五十六分閉会

右、地方自治法第二百二十三条第二項の規定に基づき署名する。

四日市市議会議長 青山 峯 男

署名議員 高 井 三 夫

署名議員 平 野 行 信